

中世武士による神社仏閣焼き討ちの実態と神威超克の論理

種田 誠

はじめに

中世は宗教の時代といわれる。政治・経済・生産・戦争・芸能・文芸など、あらゆる人間の営為が宗教と不即不離の関係にあったからに他ならず、社会全体を宗教が覆っていたと考えられている¹⁾。このように、各所に影響を及ぼした神威(宗教的権威)の源泉は、いうまでもなく寺社勢力である。寺社勢力の拠る空間としての神社仏閣も神威(宗教的権威)のヴェールを纏っていた。その端的な表れのひとつとして、アジール(避難所)としての機能を挙げることができる²⁾。その意味で神社仏閣は、俗権力から離れた聖域と換言することもできよう。

しかし、一方で聖域として機能していたはずの神社仏閣が、襲撃・焼き討ちされていることも事実である。すでに川合康氏は、神社仏閣のアジール(避難所)としての機能を認めつつも、戦乱時に襲撃・焼き討ちされた事例を紹介し「ただ問題は、それが権力=軍勢の介入を排除しようのような不可侵性をもっていたかどうか」であるとし、アジール(避難所)としての機能の限界を指摘されている³⁾。

そこでまず本稿では、川合氏が検討された事例(本稿[事例14])をはじめ、より多くの史料を蒐集・検討し、武士による神社仏閣焼き討ちの実態を確認する。これは、アジール(避難所)としての機能の限界を指摘する川合氏の見解に棹さすものであるが、更に本稿では神威(宗教的権威)全盛の中世社会において(それは時として仏罰・神罰というかたちをもって体现された)、神社仏閣焼き討ちという行為をなした要件を探ってみたい。タブーであるはずの神威(宗教的権威)に挑む武士の行動様式・心性の問題についての考察である。これは、井原今朝男氏が「神霊や怪異に対する合理的な判断力を中世民衆や中世人がどのように獲得していったのかをあきらかにする研究は今後の課題である」とした点について考えるささやかな試みにもなろうかと思う⁴⁾。

尚、時代的には中世前期(平安時代後期～南北朝時代)を主対象とする⁵⁾。

1、武士による神社仏閣焼き討ち

神社仏閣焼き討ちの実態を見る前に、中世社会において戦術としての焼き討ちが、敵の館・城郭・在家などを対象として広範に行われていたことを確認しておきたい⁶⁾。例えば、武士の黎明期に起こった平将門の乱を描いた『将門記』に「爰に貞盛、事を左右に行ひ、計を東西に廻らして、且つ親王の妙屋より始めて、悉く与力の辺の家を焼き掃ふ」とあるように、焼き討ち戦術が確認できる⁷⁾。その後の武士の歴史を一瞥するにつけても、同様の事例は枚挙にいとまがない。それでは、武士は

焼き討ちという戦術をどのように認識していたのであろうか。中澤克昭氏によれば、城郭の破却・焼き討ちは軍忠とされていたというが⁸⁾、軍忠対象とされたのは城郭だけではない。次の史料を見ていただきたい。

相馬孫次郎親胤申合戦次第事

右於親胤者、為惣大将宮〔 〕城令警固間、若党目々沢七郎藏人盛清以下差遣之、今月廿一日日大将藏人殿常州関城御発向間、依手分馳渡絹河上瀬中沼渡戸、追散数万□御敵等、焼払数百間在家等了、此段侍大将佐原三郎左衛門尉令見知上者、賜御判為後証、恐々目安如件、

建武三年二月廿二日

「承了（花押）（石塔義房）」⁹⁾

これは、建武4年（1337）2月に、相馬親胤が南朝方の立て籠もる関城（常陸国真壁郡）攻めに参加した際の軍忠状である。親胤は数万の敵を追い散らすとともに数百の在家を焼き討ちし、それを軍忠状に認めている。漆原徹氏によると「多様な軍忠概念と、その軍忠の積み重ねがどの程度の規模の恩賞と結びつくものなのか、当時の軍忠申請者自身にも曖昧であった」ので「細大もらさず上申しようという姿勢」が見られるという¹⁰⁾。中世において様々な局面で在家焼き討ちがなされたことは周知に属するであろうが、合戦において明確な手柄になりうると認識されていたようである。

片や「放火＝重罪」という観念があったとはいえ¹¹⁾、少なくとも合戦においては軍功とされるなど、焼き討ちははれっきとした戦術であった¹²⁾。このことを確認した上で、聖域たる神社仏閣を対象とした焼き討ちの実態を探ってみたい。まず、14世紀（南北朝時代）の史料から見ていこう。

〔事例1〕

陶山皇居の様を見すまして、今はかうとおもひければ、鎮守の前にて一礼をいたし、石塔の城に忍入て火を懸て、同音に時をとつとつくる。（中略）其後寄手の軍兵みたれ入て、所々に火を懸ければ、堂舎仏閣悉被焼払追畢。わつかに残りけるは、千手堂六角堂大湯屋はかり也¹³⁾

元弘元年（1331）8月、かねてよりの倒幕計画が露見した後醍醐天皇は笠置寺に遷幸し、居を構えた。幕府軍は大軍を以てこれを攻めた。険峻な笠置山の山頂に座す笠置寺には容易に攻め入れなかったが、窃かに潜入した陶山義高らが火を放つことにより、戦局が動いた。続く軍兵も所々に火を懸け、焼き討ちしたのである。

ここでは、『笠置寺縁起』が後醍醐天皇とその軍勢が立て籠もったことをして「笠置の城」と表現していることも附言しておきたい。これは単に天然の要害ということに止まらず、臨時に寺を城郭化し「錦の御旗に、月日を金銀にて打付たる」という具合に、旗を掲げ戦う意志を鮮明にしたことを示している。この点は後述したい。

〔事例2〕

此城ヲ責カ、リナガラ、落サデ引返シナバ、南方ノ敵ニ隙ヲ伺レツベシ。彼此如何セント、進退谷テ覚ヘケレバ、或夜ノ雨風ノ紛ニ、逸物ノ忍ヲ八幡山ヘ入レテ、神殿ニ火ヲゾ懸タリケル¹⁴⁾

寄手官軍等、竊入人放火之由有其説¹⁵⁾

自馬場殿火出現、宝殿巽角仁火付畢¹⁶⁾

高武蔵守以下令発向、入忍放火之間、社頭悉失(炎カ)上丁¹⁷⁾

暦応元年(1338)7月、足利尊氏の執事として転戦を続ける高師直は、南朝方が立て籠もる石清水八幡宮を攻めた。攻めあぐねた師直は密かに忍びを潜入させ、社殿に火を懸け、それを合図と攻めかかり陥落させた。

『太平記』が「王城鎮護ノ宗廟ニテ、殊更源家尊敬霊神ニテ御坐セバ、寄手ヨモ社壇ヲ焼ク程ノ悪行ハアラマジト、官軍油断シケルニヤ」と描くように¹⁸⁾、天皇・貴族のみならず武士からの尊崇も篤い石清水八幡宮が焼かれたことは、少なからず衝撃を与えたい。このように、人々の尊崇篤い寺社であっても、いざ合戦となれば焼き討ちの対象になったのである。尚、ここで掲げた諸史料からは、直接社殿を焼き討ち対象とした点にも注目したい。というのも後掲〔事例10〕のように、焼き討ちの対象となった建物が神仏の座す堂宇伽藍であったのか、或いは近隣の在家や僧房を対象とした火が堂宇伽藍に延焼したか、判然としない事例がしばしば見受けられるからである。

〔事例3〕

敵引退カバ、立埵サヌサキニ攻立テ、山上ニ攻上リ、堂舎・仏閣ニ火ヲ懸テ、一字モ不残焼払ヒ、三千ノ衆徒ノ頸ヲ一々ニ、大講堂ノ庭ニ斬懸テ、將軍ノ御感ニ預リ給ヘシ¹⁹⁾

建武3年(1336)6月、足利尊氏らは後醍醐天皇が立て籠もる比叡山を攻めた。これは、攻め手のひとり高師重の下知である。結局、山上まで攻め立てるに至らなかったため、焼き討ちはなされなかった。

〔事例4〕

同一五年庚子三月一七日、將軍大將畠山入道辰時乱入、大門往生講堂并坊舎卅坊、當院持仏堂坊共ニ焼失²⁰⁾

正平15年(1360)3月、畠山国清は南朝方に属する河内国金剛寺を焼き討ちした。この時国清軍は神宝を奪い、駒犬を打ち割り薪とし、仏像・経巻を売り払うという挙に及んだという²¹⁾。

〔事例5〕

「何ナル門主ニテモヲワセヨ、此比道誉ガ内ノ者ニ向テ、左様ノ事翔ン者ハ覚ヌ者ヲ」ト忿テ、自三百餘騎ノ勢ヲ率シ、妙法院ノ御所へ押寄テ、則火ヲゾ懸タリケル²²⁾

暦応3年（1340）10月、佐々木導誉父子は鷹狩りの帰路妙法院の前を通りかかった。道誉は下部に命じて境内の紅葉を折らせた。宿直の山法師がそれを見咎め打擲し、門外に追い出した。これを聞いた道誉は、自ら兵を率いて妙法院を焼き討ちしたのである。これは、これまで見てきた事例とは異なる「忿（怒）」に任せた突発的な焼き討ちといえるであろう。

〔事例6〕

(堂社) (仏閣) (諸堂) (在家) (湯屋) (タカ) (迄) (焼) (湯屋) (釜) (打割) (持取)
 ダウジヤ・ブツカク・シヨドウ・ザイケ・ユヤニイ イルマテヤキ、ユヤカマヲウチワリモチトラレ候²³⁾

これは、貞和年間（1345-50）に繰り広げられた紀伊国鞆淵荘下司と、同荘百姓の確執（いわゆる鞆淵動乱）の一端を示す史料である。公事夫役賦課を迫る下司と、反発を強める百姓たちの対立は、百姓たちの拠る堂社仏閣等の焼き討ちという事態に至ったのである。

〔事例7〕

一 可先仁政事

右、東夷等運命已窮、滅亡將至、依之、漫取無辜平民之首、不知其數、盜奪尊卑男女之財、逐日暴、仏閣人屋之灰燼、存、所、(之カ) 追捕梟惡之甚、獸心人面者也、不誅罰彼逆党、万民何借手足、義兵所向專為除此害也、然者、官軍士卒上下同心、只伐叛者、不煩衆人、偏先仁慈、更無侵奪人凡、生擒之類、於凡下者速可放棄、於有名之輩者召置之、可經 奏聞、付是非、無左右不可斷罪、將又敵方城廓之外者、可令禁放火、但於戰場者、可隨時義歟、神社仏寺等堅可誠之、次官軍入洛之時、寄宿□□扶持家主、雖涓塵不可費之、可加隨分之恩惠、以有道伐無道、其不然乎、天神地祇之擁護、宗廟社稷之靈驗、指掌可知、各存義勇、互可警誡矣²⁴⁾

これは、元弘3年（1333）5月に後醍醐天皇が発した軍法的一条文である。注目されるのは傍線部で「敵方城郭の他は放火を禁止する。但し戰場においては状況に応じるべし。神社仏閣については堅くこれを戒守すべし」と解しておきたい。合戦に付随する自軍の乱暴狼藉を「獸心人面」と厳しく断ずる一方で、敵の城郭に対する焼き討ちは許可している。ここで特に注意を促したいのは、神社仏閣焼き討ちについては念押ししてこの点を遵守するよう命じていることである。すなわち、敵と認定した神社仏閣の焼き討ちについては、これを容認しているのである。

この点については、やや時代が降るが一条兼良の記した『樵談治要』の一節と合わせ見ていただ

きたい。「此たびはじめて出来れる足がるは超過したる悪党也。其故は洛中洛外の諸社・諸寺・五山十刹・公家・門跡の滅亡はかれらが所行也。かたきのたて籠たらん所にをきては力なし。さもなき所々を打やぶり、或は火をかけて財宝をみさくする事は、ひとへにひる強盗といふべし。」²⁵⁾

傍線部に注目すると、敵が立て籠もる神社仏閣焼き討ちについて「力なし」と嘆息しつつも、容認する姿勢を見せていることが分かる。ここにおいても、極めて限定的とはいえ、焼き討ちを追認せざるを得ない現状が浮かび上がってくるのである。

神社仏閣焼き討ちについては指弾される一方で、少なくとも敵が立て籠もる(敵と認識された)神社仏閣焼き討ちについては、当事者たる武士以外にも一定程度それを容認する認識が併存していたといえよう。うち続く戦乱によって神社仏閣焼き討ちが頻々に行われる現実を鑑みた時、それを非難する一方で、一定程度容認・追認せざるを得ないというダブルスタンダードが生まれたのかもしれない。

以上、14世紀(南北朝時代)における神社仏閣焼き討ちの事例を見てきた。結果、相論や戦乱において、敵と認識された神社仏閣を標的にした焼き討ちが広く行われていたことが明らかとなった。焼き討ちの対象は在家や僧房に止まらず、神社仏閣の中核であり、神仏の坐す堂宇伽藍にも及んでいた²⁶⁾。神社仏閣のもつ神威(宗教的権威)は脆くも破られたのであり、アジール(避難所)としての性格は極めて限定されたものであるという「はじめに」で述べた見通しは、概ね妥当であるといえる。

ところで、〔事例2〕について触れた佐藤進一氏は、高師直らの戦術と心性について説き及んでいる。重要な論点を含んでいるので、引用しておきたい。

「当時の戦闘で敵の陣地や城塞に火を放つことはそれほど珍しくなかったが、敵が神社・仏閣を陣地にすると、これを攻撃し焼き払うことは、ありきたりの勇気ではだめだった。神仏の怒りを買ったら勝ち目はないと考えられたからである。だが師直・師泰には、そうした躊躇はなかったらしい。(中略) 仏神の罰も天皇の権威も恐れず、作戦の合理性を第一とした師直が、時代に適合した新戦法の採用に積極的だったとしても不思議ではない」²⁷⁾。

神威(宗教的権威)を恐れず、戦術の合理性を第一としたという指摘は重要であるが、果たして神社仏閣焼き討ちは「時代に適合した新戦法」だったのであろうか。従来、高師直や佐々木導誉は、旧来の身分体制や社会秩序をも否定する「ばさら」の典型として位置づけられてきた²⁸⁾。その意味で、著名な〔事例5〕についても「ばさら」特有の行為と見なす見解もある²⁹⁾。

しかし、果たして神社仏閣焼き討ちは「ばさら」にしてはじめてなしたことであったのか。また、この時代の戦いにおいて登場した「新戦法」であったのか。この点を確認するためにも、時代を遡って考えてみたい。

2、武士による神社仏閣焼き討ち（続）

前節では、14世紀（南北朝時代）の事例を検討した。遡って12～3世紀（平安時代後期～鎌倉時代）の事例を見ていきたい。

〔事例8〕

下野守義朝、敵法勝寺ニ逃籠ト聞テ、尋ケレ共、寺中広ケレバ、尋出ニ不及。義朝又使者ヲ内裏へ進セテ申ケルハ、「敵ノ兵法勝寺ニ逃籠候テ、不得尋候。御免ヲ蒙テ、寺中ヲ焼出ム」ト申ケレバ、「余党ノ籠計ニテ、伽藍ヲ滅シ奉ニ不及。不可然。」由宣下セラレケレバ、火ヲ不懸。為義ガ宿所円学寺ノ館ニ火ヲ懸テ焼払ヌ³⁰⁾

保元元年（1156）7月、保元の乱に敗れた崇徳上皇方の面々は逃亡を余儀なくされた。勝利した後白河天皇方の源義朝は、崇徳上皇方の残党が立て籠もる法勝寺を焼き討ちし、敵を追い出す策を提案した。結局この時法勝寺は焼かれなかった。これは、名も無き「余党」（残党）しか立て籠もっていないという理由で藤原信西に却下されたのであり、焼き討ちそのものが否定された訳ではない。仮に敵将クラスの張本が立て籠もっていたのであれば、法勝寺も焼き討ちを免れなかったであろう。崇徳上皇方武力の中枢を担った源為義が立て籠もった円学寺が焼き討ちされたのは、何よりの証左である。

以上のことが『保元物語』の記述から読み取れるが、『平範記』にも「御方軍向法勝寺検知、又焼為義円覚寺住所了」とあることから、『保元物語』の記述は概ね事実を反映していると考えてよいであろう³¹⁾。

〔事例9〕

爰保元ノ年粥田前武者所経遠、以所領当国嘉摩穗浪郡内合原・平垣・潤野三箇村、寄進延勝寺御領、寄事於立券、擬令虜掠彼両郡神領等之間、以同二年於椿庄若宮殿之内、令殺害当庄司本宮貫首大神兼助以下神人、依焼払神殿、経奏聞之所処、神官擬大官司昌輔宿祢与経遠於官底対門之後、於経遠身者、被遠流下野国畢³²⁾

保元2年、筑前国の在地領主粥田経遠は、所領を巡る対立から宇佐宮領嘉摩郡椿庄の若宮において神人らを殺害した上、神殿を焼き討ちした。経遠の身に待っていたのは下野国への流罪という刑罰であった。これは、神人殺害ならびに神殿焼き討ちを認めた結果であろう。

次に、治承・寿永内乱期の事例を見てみよう。

〔事例10〕

重衡朝臣ハ、法花寺ノ鳥居ノ前ニ打立テ、次第二南都ヲ焼払。軍兵ノ中ニ、播磨国福井庄下司、次

郎大夫俊方ト云ケル者、楯ヲ破テ続松ニシテ、両方ノ城ヲ初トシテ、寺中ニ打入テ、敵ノ籠リタル堂舎坊中ニ火ヲカケテ、是ヲ焼³³⁾

これは、寿永4年(1180)12月28日の南都焼き討ちに関する史料である。結果、東大寺・興福寺のほとんどの建物を焼亡せしめるに至った。社会を震撼させたこの事件に関しては比較的多くの史料が残されているが、その実態については不明な点も多く、解釈も論者によって異なっているので、やや詳しく検討してみたい。まずもって焼き討ちの対象であるが、近隣在家に放った火が延焼したという見方³⁴⁾、僧徒の居住する僧房を焼き討ち対象にしたという見方もある³⁵⁾。筆者は幾人かの論者も述べるように³⁶⁾、在家・僧房はもとより、堂宇伽藍に至るまでの焼き討ちをも辞さない構えで臨んだ結果ではないかと考えている。以下、その論拠を示したい。

- ①『玉葉』治承4年12月23日条に「遣官軍於南都、捕搦悪徒、焼払房舎、可魔滅一宗」という風聞がみえる。ここから、南都焼き討ちが事前に計画されたものであると同時に「可魔滅一宗」とある如く、平氏軍の強い意志が看取される³⁷⁾。
- ②焼き討ち対象は『山槐記』12月28日条に「官兵放火所々在家、其間東大寺興福寺為灰燼云々」とあること、並びに①に引用した『玉葉』の記事から、少なくとも在家・房舎が当初から焼き討ち対象であったことは確実と思われる。一方で『山槐記』の記述からは直接堂宇伽藍への焼き討ちは読み取れない。但し『山槐記』同日条に「官兵所為歟、悪徒所為歟、不分明」とあるなど、情報が入り乱れ、錯綜していたことを考慮に入れる必要がある³⁸⁾。
- ③②の欠を補う意味でも注目されるのが、先に引用した『延慶本平家物語』の「敵ノ籠リタル堂舎坊中ニ火ヲカケテ、是ヲ焼」という記述である。一般に『延慶本平家物語』は語り物系『平家物語』に比してより古態をとどめていると考えられており、その史料的価値は低くない³⁹⁾。
- ④『山槐記』に引用された「堂舎焼亡之記」並びに『玉葉』に引用された「春日神主泰隆注文」によると、兵火の際に僧たちは「恐官兵」れて仏像を炎から救うことができなかったという⁴⁰⁾。平氏軍が仏像を運び出すことを妨害したのである。仮に在家や僧房のみの焼き討ちを考えていたのであれば、ことさら寺宝搬出を妨害する必要もないのではあるまいか。
- ⑤この後、清盛と平氏一門は東大寺と興福寺に対して没官・土地没収といった厳しい処置を下している⁴¹⁾。これも、敵対勢力には断固たる処置で臨むという清盛ならびに平氏一門の強い意志の表れと考えられる。
- ⑥『延慶本平家物語』によると、両寺が灰燼に帰したとの報を受けた清盛は「兩大伽藍ノ焼ヌル事ヲバ、心中ニハ浅猿」と思う一方で「鬱り晴レテ」悦んだという。複雑な心境の中にも、敵対勢力を完膚なきまで討伐せしめることを重視した清盛の心境が推し量れる。となれば、堂宇伽藍をも含んだ焼き討ちを許可していた可能性は高い。無論これを『平家物語』の創作とすることもできるし、無批判に論拠とすることには異論もあろう。しかし、信仰に入れ込んだかと思えば⁴²⁾、

他方では宗教にドラスティックな面を持ち合わせていたことをも考慮すると⁴³⁾、十分にあり得ることではないか。

（この両義性は、武士一般の心性を考える上でも重要といえる）。

- ⑦本稿で取り上げた史料から、同時代において神社仏閣を焼き討ちする例が多く見受けられること。その中には〔事例2〕のように、直接堂宇伽藍に火を懸けたとする史料が存在すること。

以上、不十分ながらも南都焼き討ちについて検討を試みた。有り体にいえば、もはや平氏一門にとって抜き差しならない敵となった南都寺院に対する脅威が、神仏への畏敬の念を上回ったということであろう⁴⁴⁾。当時の武士の戦術を鑑みても、堂宇伽藍に敵が立て籠もれば、それを叩く戦術として焼き討ちが選択されたのは別段珍しいことではないといえる。では、更に同時期の事例をいくつか見てみよう。

〔事例11〕

白山ノ末寺ニ宇河ト云山寺ニ出湯アリ。彼ノ湯屋ニ目代ガ馬ヲ引入テ湯洗シケルヲ、寺小法師原「往古ヨリ此所ニ馬ノ湯洗ノ例無シ。争カ、ル狼藉有ベキ」トテ、白山ノ中宮、八院三社ノ惣長吏智積、覚明等ヲ張本トシテ、目代ノ秘蔵ノ馬ヲ切テケリ。目代是ヲ大ニ嘖テ即彼宇河へ押寄テ、坊舎一字モ不残、焼払ニケリ⁴⁵⁾

安元2年(1176)の夏、加賀目代の藤原師経は白山末寺宇河寺を焼き討ちした。この事件の背景や、本山延暦寺による一大強訴を引き起こすきっかけになったことは先行研究に詳しいが⁴⁶⁾、ここでは一見矮小なきっかけが「嘖（怒）」を生み、焼き討ちという事態に発展した点に注目しておきたい。

〔事例12〕

官兵焼払園城寺房舎、金堂并堂舎房両三字残云々、雖放火金堂盛俊令消云々⁴⁷⁾
淡路守清房追討園城寺、堂舎房舎払底焼払、金堂一字相残⁴⁸⁾

寿永4年12月11日、平盛俊らは園城寺を焼き討ちした。ここでは、自軍が金堂に放った火を盛俊が消す司令を出している点が目を引く。果たしてこれは如何なる理由からであろうか⁴⁹⁾。ともすれば、本稿の主張と相反するようにも見えるが、どう解釈すべきか。

この時代、武士といえども濃厚な宗教的環境に置かれた存在であった。金堂への放火をみた刹那、盛俊の心中に金堂を焼くことへの躊躇が芽生えたとしても不思議はない。眼前の目的を達するための戦術とはいえ、神威（宗教的権威）を前に葛藤することは時にありえたものと解釈しておきたい⁵⁰⁾。むしろ、後述する神社仏閣焼き討ちを正当化する論理が求められた所以はここにある、とすらいえるのである。また、盛俊が他の堂宇伽藍については、焼けるに任せた事実を看過してはならな

いであろう。

〔事例13〕

されば平家南都をせめけると、当寺の諸堂みな同くやきはらひけるに、曼荼羅堂一字のこれり⁵¹⁾

寿永4年12月、平氏軍は大和国当麻寺を焼き討ちした。この事例については、昭和10～11年の解体修理の際に講堂の地下から焼土層が発見されたこと、また金堂本尊弥勒仏の台座修理の際にその一部に罹災痕が認められることが分かっており、いずれも焼き討ちの痕跡と考えられている⁵²⁾。

〔事例14〕

元暦元年二月四日、梶原一谷へ向ケルニ、民共勝尾寺二物ヲ隠スヨシヲホノ聞テ、兵ノ襲ヒ責シカバ、老タルモ若モニゲカクレキ。三衣一鉢ヲウバウノミニアラズ、忽ニ火ヲ放ニケレバ、堂舎仏閣悉ク春ノ霞トナリ、仏像経巻併ナガラ夜ノ雲トノボリヌ⁵³⁾

元暦元年(1184)2月4日、摂津国一の谷・生田森に向かう梶原景時の軍勢は、その途上同国勝尾寺を焼き討ちした。「元暦元年二月日」の日付がある「勝尾寺焼亡日記」には、被害を受けた建物や宝物等が列記されている⁵⁴⁾。本堂・講堂・常行堂・鐘楼・宝蔵など多くの堂宇と、そこに納められた宝物の焼亡が確認できる。これは『延慶本平家物語』の内容と合致する⁵⁵⁾。

〔事例15〕

惟隆惟栄等、従彼城(筆者注:宇佐宮が豊前国狐坂に構えた城郭)豊前国向于宇佐、其勢力如雲霞、権擬大官司実輔小官司政直、并御杖人已下之神人等、捧御輿向于松隈之辻、雖防之敢不憚乱入宮中寺院、或犯用御服神宝、或損失仏像経巻、悪行至極之間、於于内院忽死人三人出来畢、凡止留三ケ日之間、焼払堂舎人宅畢、其時社家公験神官所帶之文書等、大略搜執畢、此間公通已下神官逃籠横山之山畢⁵⁶⁾

元暦元年7月6日、豊後国の豪族緒方惟栄は豊前国宇佐宮・弥勒寺に乱入し、神宝・文書を盗み取り、堂宇人宅を焼き討ちした⁵⁷⁾。

宇佐宮焼き討ちの背景には、宇佐宮への上分米以下済物滞納を宇佐公通らに譴責されたことによる「遺恨」があったと考えられている⁵⁸⁾。この事とも絡み、反平氏の立場を鮮明にした惟栄は、九州における平氏方の拠点である宇佐宮襲撃に至ったのであろう⁵⁹⁾。

以上の考察から、当該期においても武士たちは戦術として神社仏閣焼き討ちを行っていたことが明らかとなった。或いは、口論や所領相論が嵩じて遺恨を生み、それを原因に焼き討ちに及ぶこと

もあったし、突発的激情が原因のケースもあった。そこには神威（宗教的権威）への躊躇が見られる場合もあったものの、大局としては眼前の目的を遂行することが優先された。「ばさら」登場以前にあっても、武士はその目的を果たすためであれば神社仏閣焼き討ちを行っていたのであり、南北朝時代の「新戦法」とはいえないのである。

このように、敵と認識された神社仏閣への焼き討ちが広範に行われていたこと、アジール（避難所）としての機能は極めて限定的であったという前節での見通しは、少なくとも12～3世紀（平安時代後期～鎌倉時代）に遡るといえよう。

次節では、神威（宗教的権威）盛んな中世にあって、このような神社仏閣焼き討ちを可能にした要因を考えてみたい。

3. 神威超克の論理

a. 神威超克の論理 其1 - 武士の心性と城郭観 -

それにしても、一般に説かれる中世の通念に照らして考えれば、武士においても神仏への恐れや信仰心との葛藤があったことは想像に難くない。そのような中で神威（宗教的権威）に反抗しえた要因、いわば「神威超克の論理」を探ることにしたい。

まず第1に、これまで取り上げてきた事例の多くが戦乱・紛争といった非日常的な状況（異常事態）でなされたことに注目したい。井原今朝男氏によると、日常的には恐れられていた神木の持つ神威（宗教的権威）が、戦闘という非日常的な状況をきっかけに克服されてきたという⁶⁰。同様のことが、神社仏閣焼き討ちについてもいえるのではないだろうか。

第2に、武士の心性の問題である。すなわち、激昂し易く、直ぐに暴力行為に及ぶ荒々しく直情的な気性⁶¹。或いは、自身や一族が受けた遺恨や憎悪を決して忘れず、虎視眈々と復讐の機を伺い、実力行使に及ぶという執念深さ⁶²。このような武士の心性と無関係でないことは、〔事例5〕〔事例11〕〔事例15〕などを想起していただきたい。

第3に、武士の戦闘様式には「敵に勝つ」という目的を遂げることに徹した実践的・合理的な側面が強かったという点である⁶³。「イクサノ道ハカクハ候ハズ。先夕、ヲシヨセテ蹴チラシ候テノ上ノコトニ候」⁶⁴、「武者は犬ともいへ、畜生ともいへ、勝事が本にて候」⁶⁵といった言説は、そのことを雄弁に物語っていよう。そしてそれは必然的に現世における自身や一族の功名といった即物的且つ実利的欲求と結びつき、その障壁になる敵と見なされた者は、例え神仏を楯にする寺社勢力といえども攻撃対象とされたのであろう。

〔事例10〕南都焼き討ちの報に触れた「物ノ心アル程ノ人」は「悪僧ヲコソ失トモ、サバカリノ伽藍共ヲ焼滅スベシヤ。口惜キ事ナリ」と語ったという⁶⁶。すなわち、堂宇伽藍には手をかけず、悪僧の追捕のみを期待しているのであるが、それは合戦に直接携わらない者の皮相な理想論と捉えるべきである。神社仏閣に立て籠もり抗戦する敵と実際に対峙する武士にとって、それは容易では

なかったはずである。一方では神仏への畏敬の念を有しつつも、いきおい戦術的合理性から焼き討ちという戦術を用いたのであろう。

中世において、神社仏閣はしばしば軍勢駐屯(寄宿)の場として外部の武装勢力を受け入れた⁶⁷⁾。また、戦に敗れた敗残兵などもここに逃れた⁶⁸⁾。これも神社仏閣が焼き討ちの標的とされた一因であるといえる。このように、神社仏閣にはしばしば多様な軍勢が入り出していた。ここで注視したいのは、防御態勢を整え、より鮮明に戦う意志を表した神社仏閣が城郭として認識されたことである。

そこで第4に、神社仏閣を城郭化することの意味が問われなければならない。

「以園城寺為城」⁶⁹⁾、「無動寺猶不引城郭候」⁷⁰⁾といった表現からも明らかのように、神社仏閣が城郭化されたことが知られる。中澤克昭氏によれば、合戦に際して臨時に「城郭を構える」ことがこの時代の城郭の特徴であり、館、山岳、道路、坂そして神社仏閣といった様々な場所に構えられた。「城郭を構える」ことは「それによって創出された空間に立て籠もって戦う意志を明らかにすることにほかならない」という⁷¹⁾。〔事例1〕で後醍醐天皇の軍勢が笠置寺に籠もり、錦の御旗を掲げたことは、寺院を城郭化し、戦う意志を明らかにしたことを示す好例といえるであろう。この点〔事例7〕も示唆的である。

「城郭の破壊・焼却が平和への回帰を意味する」という中澤氏の指摘を踏まえるならば、神社仏閣を城郭化し立て籠もり、戦う意志を明らかにした場合、もはや神社仏閣に付随する聖性は無化されたのではないだろうか。

b. 神威超克の論理 其2 -寺院大衆と武士の邂逅-

以上、武士の心性や城郭観といったいわば内在的要因から「神威超克の論理」を考えてみたが、ここで視点を転じ、武士が寺院大衆など他者から受けたインパクト(外在的要因)について考えてみたい。

まずもって思い浮かぶのは、11世紀頃より頻発した寺社内部あるいは寺社相互間による武力行使応酬の影響である。殊に11世紀後半から12世紀にかけての延暦寺と園城寺、延暦寺と興福寺、興福寺と多武峰の争いはよく知られている。武力の応酬はしばしば堂宇伽藍の破壊・焼き討ちという事態にまで及んだが、現存史料を見る限り武士のそれに先行すると考えられる⁷²⁾。

このような寺社の対立に際し、都の防備のため院に動員されたのが伊勢平氏・河内源氏をはじめとする武士であった。一例を挙げよう。永保元年(1081)、激化する延暦寺と園城寺の対立は、6月に入り園城寺が焼き討ちされるという事態に及んだ⁷³⁾。9月13日、報復のため園城寺の大衆が延暦寺を襲うと、翌日には「為被制止合戦」に「檢非違使並武勇之輩」が山上に派遣された⁷⁴⁾。ここでの「武勇之輩」は、源義家らと考えられる⁷⁵⁾。

もうひとつ同様の事例を挙げよう。永久元年(1113)閏3~4月にかけて延暦寺と興福寺が対立し、強訴を行った。その際、興福寺大衆が延暦寺末社たる祇園社を焼き討ちするという風聞が流れ

た⁷⁶）。この時、都の防備のため動員されたのは平正盛・源為義らであるが⁷⁷）、恐らく彼らの耳にもこの風聞は伝わっていたであろう。

一方で、武士と寺院大衆は常に敵対関係にあったわけではない。それは「日本一悪僧」と称された興福寺の信実が追捕の対象になった際、為義が信実を匿った事例⁷⁸）、以仁王の令旨をうけ挙兵した源頼政が、園城寺の大衆と手を結んだ事例などに見てとることができよう⁷⁹）。

このように、武士は神社仏閣焼き討ちを平然とやってのける寺院大衆と直接対峙することが間々あった。またある時は、寺院大衆と共闘することもあった。このような邂逅によって、実際に神社仏閣焼き討ちを目の当たりにしたことも、武士の信仰心と戦術としての有用性の間に横たわる葛藤を止揚するきっかけのひとつになったのではないか。これを第5の要因と考えたい。

ところで、武士に先行して神社仏閣焼き討ちをやったのけた寺院大衆は、殺生・破戒といった本来タブーとされた行為を正当化し、滅罪する方便（レトリック）を形成し、身につけていた。武士と寺院大衆の邂逅は、俗社会にも寺院大衆が用いた方便（レトリック）が伝播・拡散するきっかけのひとつになった可能性が考えられる。

では、そのような方便（レトリック）の内実は如何なるものであったか。そのことが問われなければならない。

c. 神威超克の論理 其3 - 寺院大衆の方便（レトリック）とその伝播・拡散 -

本来、殺生はもとより武装そのものが禁忌とされた寺院大衆において、武力行為を正当化し、滅罪する様々な方便（レトリック）が形成されていたことは、既に指摘されている。

すなわち、敵を「悪魔」「仏敵」「諸宗の魔障」などと断じる、菩薩の化身とされた聖徳太子による物部守屋誅殺に準える、或いは「一殺多生論」「殺生功德論（殺生仏果論）」、果ては盗の宗教的正当化といったものがこれに該当する⁸⁰）。そして、当然のように神社仏閣焼き討ちに対する方便（レトリック）も用意されていた。

I. 永万元年（1165）8月、延暦寺は興福寺末寺の清水寺諸堂を焼き討ちした。その際、延暦寺の悪僧乗円は「罪業本ヨリ所有ナシ。妄想顛倒ヨリ起ル。心性源清ケレバ、衆生則仏也。只本堂ニ火ヲ懸テ焼ヤ、者共」と呼ばわった。結果、「衆徒等「尤々」ト申テ、火ヲ燃シ御堂ノ四方ニ付」るに至ったのである⁸¹）。

「罪業本ヨリ所有ナシ。妄想顛倒ヨリ起ル。心性源清ケレバ、衆生則仏也」という方便（レトリック）を以て、堂宇伽藍焼き討ちを正当性しようとしたのである。赤松俊秀氏によると、これは当時の仏教界においてある程度流布していた方便（レトリック）であるという⁸²）。

II. 保延6年（1140）5月、延暦寺は園城寺を焼き討ちした。焼き討ちを行った延暦寺大衆は、その罪を懺悔するため如法経を書いて供養を催した。供養の際にある僧が「これで、園城寺を焼い

た罪により地獄へ留まることはよもやないであろう(大意)」と語ると、みな安堵したという⁸³⁾。

Ⅲ. 長谷寺に参詣した岡上ノ八郎友貞は、意に反して観音を拝観することができなかった。悲嘆に暮れた友貞は夢告により、これ以前の承安3年(1173)6月、興福寺による多武峰焼き討ちに加わり「軍兵トシテ火ヲ縦ツ。諸堂諸院ヲ焼」いたことが罪障となっていることを知らされる。同時に「速ニ當山ニシテ般若無相ノ法味ヲ捧ハ、必ツ逆罪ヲ滅スヘシ」と告げられると、これに従い大般若経転読を催し、観音拝観の念願を果たしたという⁸⁴⁾。

このように、神社仏閣焼き討ちについてもそれを正当化し、滅罪する方便(レトリック)が用意されていたことが分かる。これは、石井正敏氏主張するところの「どんな悪行・破戒も、すべてを方便として正当化を行う、現状肯定・追認の装置」⁸⁵⁾に連ねることができるであろう。新井孝重氏の指摘にあるように「寺家に都合のよい論理をコトバでもってでっちあげる」⁸⁶⁾ところに、寺院大衆の本領が見られたのである。

また、Ⅲから推察されるように、このような方便(レトリック)は寺院大衆のみが身につけ駆使した武器ではなく、寺社の枠を飛び出し、武士をはじめ俗社会にも伝播していたと考えられる。その点を確認するため、『閑居友』に載せる話を見てみよう⁸⁷⁾。

Ⅳ. ある村では、村堂に住み着いた鬼女が牛馬や人間を襲うので「里の物」はその堂を焼くことにした。その際「さらば、この堂に火を付けて焼きてみん。さて、堂お集まりて造ることにこそは侍らめ。仏をあたむ心にても焼かばこそ罪にても侍らめ」ということになった。すなわち「焼いた堂社は再建すればよい」「仏に敵対する心を持って焼くわけではないので罪にならない」というふたつの方便(レトリック)が見いだせるのである。

前者について少し補足しておこう。

周知の通り、保元の乱の帰趨を決定づけたのは崇徳上皇らの立て籠もる御所焼き討ちであった。軍議の中で藤原信西は、御所に近い法勝寺への延焼を心配する意見に対し「法勝寺程ノ伽藍ヲ一日ニモ立サセ給ベシ」と放言したという⁸⁸⁾。実際にこのようなやりとりがあったかは不明であるが、遅くとも『保元物語』が成立したとされる13世紀前半頃にはこのような考えが流布していたといえる。

また、延暦寺によって園城寺が焼かれた際、ある僧の夢に現れた新羅明神は「堂・塔・仏・経は、財宝あらば作りぬべし。菩提心を発す人は、千万人の中にも有り難くこそ」と語ったという⁸⁹⁾。

やや特殊な事例であるが、吉備津宮を焼き討ちした桜山茲俊という武士についても触れておこう。元弘元年(1331)、吉備津宮への尊崇篤かった茲俊は同社を焼き、自害した。これは「社殿破損が酷いが修造は一大事であり、茲俊個人でなせるところではない。社殿を焼けば、力のある公家武家

が再建を果たすであろう（大意）」という茲俊の考えであった⁹⁰。再興のため自身の信仰対象を焼くという倒錯した発想であるが、これも如上の方便（レトリック）が下敷きとされているのではないだろうか。

このように、「焼いた堂社は再建すればよい」という方便（レトリック）ひとつとっても、幾つかのバリエーションを見せながら伝播・拡散し、武士をはじめ俗社会においても受容されていたと推察されるのである。

今ひとつ、別の神社仏閣焼き討ちを正当化する方便（レトリック）を紹介しよう。

V. 天正年間、豊後国大友氏の家臣である柴田礼能は筑後国に進軍し、敵方に属する八幡社を焼き討ちした。そして、敵の非難の声をよそに、次のように語ったという。「嫡子殿（筆者注：大友義統）が拜んでおられる八幡は某の敵ではなく味方でさえある。それは府内に鎮座まします。だが某が、目下、焼き払い破壊しているこの八幡は敵なのであって、それだからこのように扱うのだ⁹¹。

これは中世前期の事例ではなく、また柴田礼能がキリスト教徒であったことなど考慮すべき点は有するものの、神社仏閣を焼き討ちした武士の心情吐露として大変興味深い。一口に八幡といっても均質ではなく、敵・味方があるという一見奇異な理屈であるが、これとても神威（宗教的権威）に抗うための武器であり、また焼き討ちを非難する者に対する方便（レトリック）になりえたと考えるべきではないだろうか⁹²。

以上、神社仏閣焼き討ちを正当化・減罪する方便（レトリック）が形成され、それが一定程度流布し、武士をはじめ俗社会においても受容されていたことを確認した。この極めてご都合主義的ともいえる方便（レトリック）の形成・伝播の過程については不明な点も多い。ただ、それが武士においても思想的拠り所として受け止められ、神社仏閣焼き討ちに際しても心理的な後ろ盾として機能していたという推察は、あながち的外れではないように思える。

その意味でも「対神社の武力行使は、寺社勢力の倫理的特権」⁹³では決してなかったのである。「仏教の理論的内容については全く無智であるが、彼ら自身の生活体験に即して、主体的実践的に教義を受け止めてゆく」⁹⁴という湯浅泰雄氏の武士評価は概ねにおいて正鵠を得たものと考えるが、それはこのような形においても観察できるのである。

「神威超克の論理」第6として、このことを指摘しておきたい。

おわりに

本稿の主要論点をまとめておきたい。

- (1) 宗教の時代とされ、神仏の影響力が強かった中世前期においても、武士は合戦や相論或いは突発的衝動から、（敵と認識した）神社仏閣焼き討ちを行っていた。その意味で、神社仏閣

のアジール(避難所)としての機能は限定的なものといえる。

- (2) 武士が神社仏閣焼き討ちをなした「神威超克の論理」として、内在的要因と外在的要因が考えられる。内在的要因として、概して激昂し易く、直ぐに暴力行為に及ぶ荒々しい直情的な気性。或いは遺恨を忘れず、機を伺い復讐に及ぶという執念深さ。また、戦闘における実戦的で合理性な戦術が求められたこと。このような心性・行動様式をも考慮に入れる必要がある。
 - (3) 敵が神社仏閣に立て籠もり、戦う意志を鮮明にした場合、その神社仏閣は城郭と認識された。それは聖域としての意味合いを失うことを意味した。
 - (4) 外在的要因として、武士と寺院大衆との邂逅が挙げられる。武士に先行して神社仏閣焼き討ちを行っていた寺院大衆との直接・間接の関わりも、武士が神社仏閣焼き討ちを正当化しえた一因と考えられる。
 - (5) (4)と関連して、寺院大衆が保持していた神社仏閣焼き討ちを正当化し、減罪する方便(レトリック)が武士をはじめ俗社会にも伝播・受容され、抛り所となっていた。
- 実際には(2)～(5)が絡み合い、作用したと考えられる。

以上が本稿の骨子であり、本稿が目指したところは(それがどの程度達成できたかは別として)「はじめに」で記した通りである。とはいえ、本稿は事例蒐集・分析において未だ不十分であり、特に「神威超克の論理」については試論の域を出るものではないが、その一端を探ることはできたかと思う。神社仏閣焼き討ちの具体例として挙げた事例は、結果的に治承・寿永内乱期と南北朝内乱期に関するものが大半を占めることになったが、両者の時代的差違については配慮を欠くものとなった。また、織田信長・豊臣秀吉・徳川家康といった宗教勢力を屈服せしめた近世権力との段階的・質的差違についても言及できなかった。そして、既に研究蓄積のある専修念仏の果たした役割や、民衆の間で見られた神威超克の動き⁹⁵⁾とも切り結んで考えること。これも今後の課題であろう。

このように、多くの問題点・課題が残る粗雑な素描であるが、更なる探求を期し、擱筆する。

註

- (1) 平雅行氏『日本中世の社会と仏教』(塙書房、1992年)、佐藤弘夫氏『神・仏・王権の中世』(法蔵館、1998年)、井原今朝男氏『中世寺院と民衆』(臨川書店、2004年)、高埜利彦氏・安田次郎氏編『宗教社会史(新体系日本史15)』(山川出版社、2012年)などを参照。
- (2) アジール(避難所)については平泉澄氏の先駆的研究(平泉氏『中世における社寺と社会との関係』至文堂、1928年)、網野善彦氏の画期的研究(網野氏『増補無縁・公界・楽』平凡社、1987年)をはじめ、多くの論者により論究されているが、その実態把握については、様々な見解が乱立している。例えば河内祥輔氏は「治承元年事件および治承三年政変について」「以仁王事件について」(『日本中世の

朝廷・幕府体制』吉川弘文館、2007年）において、中世前期寺院のアジール（避難所）としての性格について述べられた。その後の河内氏の近業『天皇と中世の武家（天皇の歴史4）』（講談社、2011年。新田一郎氏との共著）61～67頁においても、宗教的聖性にその特徴があるとする。寺社勢力が荘園の一円排他的支配を拡大する過程で、しばしば寺領（神領）を神聖不可侵の地という思想的根拠を喧伝したことが知られる（佐藤弘夫氏『日本中世の国家と仏教』吉川弘文館、1987年など）。その過程で、堂宇伽藍そのものの宗教的聖性も強調されるに至ったものと理解される。

- (3) 川合康氏『源平合戦の虚像を剥ぐ』（講談社選書メチエ、1996年）130頁。逆に、戦時においても神社仏閣がヒトやモノを守る機能を果たしたことを強調する藤木久志氏の研究も看過できない。しかし、藤木氏の挙げた事例の多くは何らかの対価・代償を伴っているという点に注意しなければならない。藤木氏自身述べているように、戦時において軍勢に敵と認識された神社仏閣は絶対的な安全領域とは到底いえなかったのである。藤木氏『城と隠物の戦国誌』（朝日選書、2009年）などを参照。
- (4) 井原氏前掲書257頁。同様の問題意識は、例えば下村周太郎氏「日本中世の戦争と祈祷」（『鎌倉遺文研究』19号、2007年）、平雅行氏「中世仏教における呪術性と合理性」（『国立歴史民俗博物館研究報告』157集、2010年）においても共有されている。
- (5) ここでは宗教・呪術万能の時代といわれる中世前期の段階にして、已にその軛を打ち破らんとする胎動が見られた事実に注目したいと思う。この点については以下の研究も参照。赤松俊秀氏「鎌倉文化」（『岩波講座日本歴史5 中世1』岩波書店、1962年）、石井進氏「院政時代」（『講座日本歴史2 封建社会の成立』東京大学出版会、1979年）、河合正治氏「形成期武士階層とその精神的雰囲気」（河合氏『中世武家社会の研究』吉川弘文館、1973年、初出1964年）。
- (6) 福田豊彦氏『平将門の乱』（岩波新書、1981年）98～100頁、高木昭作氏「乱世一太平の代の裏に潜むもの」（『歴史学研究』574号、1987年）、山本浩樹氏「放火・稲薙・麦薙と戦国社会」（『日本歴史』521号、1991年）、京樂真帆子氏「古代における「首都の平和」の成立過程」（京樂氏『平安京都市社会史の研究』塙書房、2007年、初出1999年）、藤木久志氏『雑兵たちの戦場』（朝日新聞社、1995年）、小笠原春香氏「武田氏の小笠原侵攻における放火と進軍経路」（『戦国史研究』60号、2010年）などを参照。但し、これらの諸研究でも、神社仏閣焼き討ちについてはほとんど言及されていない。
- (7) 『将門記』（引用は『新編日本古典文学全集』より）80頁。
- (8) 中澤克昭氏「空間としての城郭とその構造」（中澤氏『中世の武力と城郭』吉川弘文館、1999年）。
- (9) 「相馬親胤軍忠状」（引用は『南北朝遺文 関東編』651号文書より）。
- (10) 漆原徹氏「軍忠状の機能と型式」（漆原氏『中世軍忠状とその世界』吉川弘文館、1998年）。
- (11) 勝俣鎮夫氏「家を焼く」（網野善彦氏ほか『中世の罪と罰』東京大学出版会、1983年）。
- (12) 高木昭作氏は、戦国時代の戦争の実態を民衆の視点から検討した上で、焼き討ち・刎田・人取りなどの行為が「誇らしげに」書状に述べられていることを指摘し「戦争に不可欠の一部」であったとしている（高木氏前掲論文）。参考までに書き添えておけば、中世ヨーロッパにおいても平時は犯罪とされる放火が、戦時においては合法と見なされていたという。山内進氏『略奪の法観念史』（東京大学出版会、1993年）

139～140, 180～181頁。

- (13) 『笠置寺縁起』(引用は『大日本仏教全書』118より)。
- (14) 『太平記』巻第20「八幡炎上事」(引用は『日本古典文学大系』より)。
- (15) 『中院一品記』建武5年7月5日条(引用は『大日本史料 第6編之4』より)。
- (16) 「田中文書」(引用は『大日本史料 第6編之4』より)。
- (17) 「三宝院文書」(引用は『大日本史料 第6編之4』より)。
- (18) 『太平記』巻第20「八幡炎上事」。
- (19) 『太平記』巻第17「山門攻事付日吉神託事」。
- (20) 「天野山金剛寺古記」(引用は『大日本史料 第6編之23』より)。
- (21) 『太平記』巻第34「新將軍南方進發事付軍勢狼藉事」。
- (22) 『太平記』巻第21「佐渡判官入道流刑事」。
- (23) 年未詳「鞆淵惣莊置文」(引用は『粉河町史2』24号文書より)。同書によると、本置文作成は観応初年頃かとする。鞆淵莊ならびに鞆淵動乱については、黒田弘子氏『中世惣村史の構造』(吉川弘文館、1985年)、山陰加春夫氏編『きのくに荘園の世界 上巻』(清文堂出版、2000年、高木徳郎氏執筆)などを参照。
- (24) 「後醍醐天皇軍法案」(引用は『鎌倉遺文』32125号文書より)。この史料については伊藤喜良氏「建武政権試論」(伊藤氏『中世国家と東国・奥羽』校倉書房、1999年、初出1998年)を参照。
- (25) 『樵談治要』(引用は『群書類従』より)。
- (26) 河内祥輔氏も、寺院に対する武力攻撃の焦点は、僧房だけでなく堂宇伽藍が攻撃されるか否かにあったとする。河内氏前掲論文参照。
- (27) 佐藤進一氏『南北朝の動乱(日本の歴史9)』(中公文庫、1974年、初版1965年)219～221頁。
- (28) 佐藤和彦氏編『ばさら大名のすべて』(新人物往来社、1990年)、伊藤喜良氏「バサラと寄合の文化」(村井章介氏編『南北朝の動乱(日本の時代史10)』吉川弘文館、2002年)など。
- (29) 例えば小林一岳氏は「導誉にとっては、みなが怖れる宗教的権威でさえも、否定し嘲弄する対象であった」と述べている。小林氏『元寇と南北朝の動乱(日本中世の歴史4)』(吉川弘文館、2009年)207頁。また、黒田俊雄氏は高師直をして「日本歴史上数少ない権威否定主義者というべきである」と喝破された。黒田氏「猛将高師直」(『黒田俊雄著作集第7巻 変革期の思想と文化』法蔵館、1995年、初出1960年)。
- (30) 『保元物語』「朝敵ノ宿所焼キ払フ事」(引用は『新日本古典文学大系』より)。
- (31) 『兵範記』保元元年7月11日条(引用は『増補史料大成』より)。
- (32) 『宇佐大鏡』(引用は『大分県史料24 第1部』468号文書より)。この史料に登場する粥田経遠については、正木喜三郎氏「粥田経遠考」(『日本歴史』177号、1963年)を参照。
- (33) 『延慶本平家物語』「南都ヲ焼払事付左小弁行隆事」(引用は北原保雄氏・小川栄一氏編『延慶本平家物語 本文篇上』より)。
- (34) 上横手雅敬氏『源平の盛衰』(講談社学術文庫、1997年、初版1969年)167頁、栃木孝惟氏「二つの生と死 重盛と重衡一生と死の連接する構造をめぐって」(栃木氏『軍記物語の世界』吉川弘文館、2001年、初

- 出1975年)、『奈良県史第6巻 寺院』137頁、高橋昌明氏による「平氏の南都の焼き討ちも、もちろん東大寺を焼くのが目的じゃなしに、民家に火をつけたところ類焼したんです」という発言（「総合討論 戦いと民衆」藤井忠俊氏・新井勝紘編『人類にとって戦いとは3 戦いと民衆』東洋書林、1999年）265頁など。但し、高橋氏は近著においては僧房などの焼き討ちも当初からの計画であったとしている。高橋氏『平家の群像』（岩波新書、2009年）117～118頁。
- (35) 佐伯真一氏『物語の舞台を歩く 平家物語』（山川出版社、2005年）35～36頁、高橋氏前掲書117～118頁など。
- (36) 安田元久氏『平家の群像』（はなわ新書、1967年）154～157頁、赤松俊秀氏「平清盛の信仰」（赤松氏『平家物語の研究』法蔵館、1980年）378頁、水原一氏「『平家物語』奈良炎上の論」（水原氏『延慶本平家物語考証一』新典社、1992年）、元木泰雄氏『平清盛の闘い』（角川叢書、2001年）238～239頁など。
- (37) 『玉葉』治承4年12月23日条（引用は名著刊行会編『玉葉』より）。南都への武力攻撃に踏み切った要因として、平氏に王法仏法相依の秩序の破壊をもたらすという政治的認識ないし危機意識が希薄であったことも関係すると思われる。この点については田中文英氏「治承・寿永の内乱—平氏政権と寺院勢力—」（田中氏『平氏政権の研究』思文閣出版、1994年）を参照。
- (38) 『山槐記』治承4年12月28日条（引用は『増補史料大成』より）。情報の錯綜という点でいえば、例えば『玉葉』治承5年正月3日条に「東大寺、南大門許焼失、大仏殿免餘焰畢」といった誤報も見受けられる。また『明月記』治承4年12月28日条は「官軍入南京、焼堂塔僧房等云々、東大興福両寺已化煙云々」とする（引用は国書刊行会編『明月記』より）。このように混乱した状況下にあつて、諸記録の載せる情報は一致を見ない。
- (39) 水原一氏『延慶本平家物語論考』（加藤中道館、1979年）、赤松氏前掲（註36）書、小林美和氏「延慶本平家物語の成立」（栃木孝惟氏編『平家物語の成立 あなたが読む平家物語Ⅰ』有精堂出版、1993）、松尾葦江氏「方法としての延慶本平家物語・序説—巻八をめぐる考察—」（水原一氏編『古文学の流域』新典社、1996年）、日下方氏『平家物語の誕生』（岩波書店、2001年）など。
- (40) 『山槐記』治承4年12月28日条、『玉葉』治承5年正月6日条。
- (41) 『玉葉』治承5年正月7・8日条。
- (42) 赤松氏前掲（註36）論文、松岡久人氏『安芸巖鳥社』（法蔵館、1998年）43～93頁など参照。
- (43) 雨乞いの靈験を嘲笑したこと（『源平盛衰記』巻3「澄憲祈雨三百人舞」、引用は三弥井書店『源平盛衰記』より）、死後の供養を不要と遺言したこと（『覚一本平家物語』、引用は『日本古典文学大系』より）などを想起されたい。上横手雅敬氏『平家物語の虚構と真実<上>』（はなわ新書、1985年）40頁も参照。尚、かつて辻善之助氏はこれらの事例を勘案した上で、南都焼き討ちについても「一向平気であつたに相違ない（中略）清盛は当時の人の迷信を破つて、これに大打撃を加へたとし「その時代の思想を超越」した人物であると評価した（辻氏『日本仏教史 第1巻』岩波書店、1944年、918頁）。しかし、当該期においても神社仏閣の焼き討ちは広く行われていたのであり、ひとり清盛をして「その時代の思想を超越」した人物と特別視することはできない。
- (44) かつて安田元久氏は次のように述べられていた（安田氏前掲書、154～155頁）。「南都に向かつて、直接

軍兵を率いて攻撃をかける立場にあった重衡は、その軍事上の使命と、神仏崇敬の念との間に、いかなる妥協点を試み得たであろうか。そこには深刻な苦悩があったに相違ない。(中略)これを徹底的にたたきつぶすことこそが、平氏一門の安泰の唯一の道であるとの判断も生まれたであろう。仏敵となることは望まないが、何はともあれ奈良の寺社勢力は制圧しなければならない。古代末期の人々に共通な、神仏への畏敬の念は、ここに至って、現世の強い意志の前に、もろくも消え去ったのであろう。これは、鋭く事の本質を捉えたものと思われるが、安田氏の言説を更に具体的に追求していく作業がなされるべきであろう。

- (45) 『延慶本平家物語』第1本「師高与宇河法師事引出来」。
- (46) 浅香山木氏『治承・寿永の内乱論序説』(法政大学出版局、1981年)第1編第3章・第2編第1章、田中文英氏「後白河院政期の政治権力と権門寺院」(田中氏前掲書所収、初出1983年)、高橋昌明氏「嘉応・安元の延暦寺強訴について—後白河院権力・平氏および延暦寺大衆—」(河音能平氏・福田栄次郎氏編『延暦寺と中世社会』法蔵館、2004年)など参照。
- (47) 『山槐記』治承4年12月12日条。
- (48) 『百練抄』治承4年12月11日条(引用は『新訂増補国史大系』より)。
- (49) 元木泰雄氏は前掲書234頁において「あるいは仏敵となることを恐れたのであろうか」と述べられているが、なぜ金堂のみ消火したかという点には触れられていない。いうまでも無く、本尊は各々の寺院の信仰の中核となる仏像であり、金堂はその本尊を安置する重要な建物である。数ある仏像の中にあつて本尊は特別な存在であり、金堂もまた堂舎伽藍の中で特別な存在であつた。本尊の特殊性については例えば、伊賀国黒田荘の住民と東大寺大仏との濃密な結合の意味を追求した新井孝重氏の研究も興味深い。新井氏「村民の法意識と悪党」(新井氏『中世悪党の研究』吉川弘文館、1990年、初出1980年)・「住民の精神生活」(新井氏『東大寺領黒田荘の研究』校倉書房、2001年)を参照。「仏像(本尊)を焼く」ことについて考察した大喜直彦氏「焼かれる仏像」(大喜氏『中世人の信仰社会史』法蔵館、2011年、初出1995年)も示唆に富む。また、〔事例3〕で見た延暦寺攻めの際、ある僧は「中堂・常行堂ナンドへ参テ、本尊ト共ニ焼死ナント悲」しんだという(『太平記』巻第17「山攻事付日吉神託事」)。これも、本尊の特別性を物語っているといえよう。
- (50) 例えば『太平記』巻第25「住吉合戦事」によると、楠木正行は敵が住吉・天王寺に陣を取った際「向神向仏挽弓放矢恐有ヌベシ」と語ったという。また、焼き討ちの間際に「鎮守の前にて一礼」をしたという〔事例1〕陶山義高の行動描写も、揺れる武士の心境を物語っており、無視しえない。
- (51) 『一遍上人絵伝』第8(引用は『日本の絵巻』より)。
- (52) 松島健氏・河原由雄氏『日本の古寺美術11 当麻寺』(保育社、1988年)62～64、82～92頁を参照。
- (53) 『延慶本平家物語』第5本「梶原摂津国勝尾寺焼払事」。
- (54) 「勝尾寺焼亡日記」(引用は『箕面市史 史料編1』26号文書より)。
- (55) 勝尾寺焼き討ちについては『箕面市史 第1巻』159～161頁(戸田芳実氏執筆)、川合氏前掲(註3)書128～129頁を参照。
- (56) 『元暦文治記』(引用は『宇佐神宮史 史料編巻3』より)。

- (57) この事件の顛末と、同時代の北部九州の動きについては、工藤敬一氏「内乱記の大官司宇佐公通」『鎮西養和内乱試論』（ともに工藤氏『莊園公領制の成立と内乱』思文閣出版、1992年、初出はそれぞれ1972年・1978年）、渡辺澄夫氏『源平の雄緒方三郎惟栄（増補新訂版）』（山口書店、1990年）参照。なお、入間田宣夫氏は「山落」の事例として取り上げている。入間田氏「泰時の徳政」（入間田氏『百姓申状と起請文の世界』東京大学出版会、1986年、初出1982年）。
- (58) 『元暦文治記』によると、惟栄はこれ以前に上分米以下済物を打留めていた。宇佐宮はその子細を問うべく使者を遣わした。結果「惟栄成遺恨可毀害公通已下神官等之由、之称、可乱入宇佐」という風聞を生むこととなる。
- (59) 渡辺氏前掲書102～104頁。
- (60) 井原氏前掲書265頁。
- (61) 野口実氏『武家の棟梁の条件』（中公新書、1994年）147～148頁、細川重男氏「その男たち、凶暴につき」（『別冊歴史読本 歴史の争点武士と天皇』新人物往来社、2005年）、細川氏『頼朝の武士団』（洋泉社新書、2012年）146～154頁など。
- (62) 石井進氏『中世武士団（日本の歴史12）』（小学館、1974年）86～100頁、野口実氏「鎌倉武士の心性」（五味文彦氏・馬淵和雄氏編『中世都市鎌倉の実像と境界』高志書院、2004年）、清水克行氏「中世社会の復讐手段としての自害－復讐の法慣習－」（清水氏『室町社会の騒擾と秩序』吉川弘文館、2004年）など。
- (63) 石井紫郎氏「合戦と追捕」（石井氏『日本国制史研究Ⅱ 日本人の国家生活』東京大学出版会、1986年、初出1978年）、川合氏前掲（註3）書60～69頁、山本幸司氏『頼朝の天下草創（日本の歴史9）』（講談社、2001年）252～261頁、佐伯真一氏『戦場の精神史』（NHKブックス、2004年）など。
- (64) 『愚管抄』巻第4（引用は『日本古典文学大系』221頁より）。保元の乱に際しての源義朝の発言とされる。
- (65) 「朝倉宗滴話記」（引用は『続々群書類従』より）。
- (66) 『延慶本平家物語』第2末「南都ヲ焼払事付左小弁行隆事」。
- (67) 高橋慎一郎氏「軍勢の寄宿と都市住人」（高橋氏『中世の都市と武士』吉川弘文館、1996年）、清水克行氏「軍勢駐屯と「宿札」慣行」（蔵持重裕氏編『中世の紛争と地域社会』岩田書院、2009年）。
- (68) これは、アジール（避難所）としての機能に期待した可能性も否定できないが、むしろ彼らの持つ武力を頼んだり、立て籠もり抗戦するための便の良さが考慮されてのことではないか。ところで〔事例8〕は、敗残兵対策として「寺中広ケレバ、尋出ニ不及」という理由から、より合理的な焼き討ち戦術が提案された一例である。時代は降るが、元亀元年（1570）正月、嫌疑をかけられた大友氏の家臣工藤帯刀は豊後国府内の万寿寺に逃げこんだ。その際「帯刀を深く隠すに於ては、院内広ければ、輒は尋出し難かるべし。火を放ても焼出し、搦捕べし」という下知があったという（『両豊記』巻14「万寿寺炎焼之事」。引用は『大分県郷土史料集成 戦記篇』より）。江戸時代の軍記である『両豊記』の史料価値は決して高いとはいえないが、〔事例8〕などを勘案すると、強ち荒唐無稽と切り捨てることも躊躇されるので、参考のため掲げておく。『大分市史 上巻』「大友宗麟の寺社焼打」（佐藤義詮氏執筆）も参照。
- (69) 『玉葉』治承4年12月9日条。

- (70) 「尊性法親王書状」(引用は『鎌倉遺文』4474号文書より)。
- (71) 中澤氏前掲論文参照。
- (72) 辻氏前掲書、平田俊春氏『僧兵と武士』(日本教文社、1965年)、衣川仁氏『中世寺社勢力論』(吉川弘文館、2007年)などを参照。ところで、幾度となく繰り返された延暦寺による園城寺焼き討ちに触れた下坂守氏は、その徹底した焼き討ちの本質を、穢れを祓い清めるためだとする(『国宝三井寺展(展示図録)』2008年)。しかし、いずれの衝突も現実的利害関係の対立を契機としていることから、従来通り焼き討ちは敵対勢力を叩くための戦術と考えてよいのではないだろうか。
- (73) 『扶桑略記』永保元年6月9日条(引用は『新訂増補国史大系』より)。伽藍全体に及ぶ大規模な神社仏閣焼き討ちのごく初期の事例である。尚、この時の焼き討ちに際し、寺院大衆が僧房ばかりを焼き討ちして帰陣したことを聞いた叡山座主が「堂社・経蔵を焼きたらばこそ甲斐にてあらめ、僧房ばかりは詮無き事なり」という意向を伝えると、寺院大衆は再び発向しこれを焼き討ちしたという。『古事談』5-36(引用は『新日本古典文学大系』より)に載せる話であるが、矛盾や誤りを含み、すべてを事実ととらえることはできない。しかし、この後徹底した焼き討ちが度々繰り返された事実を鑑みると、寺院の中樞を焼き討ちすることが肝要とする考えは、案外浸透していたのではないだろうか。
- (74) 『水左記』同年9月14日条(引用は『史料大成』より)。
- (75) 『扶桑略記』同年9月14日条。
- (76) 『中右記』永久元年4月4日条(引用は『増補史料大成』より)。
- (77) 『長秋記』4月1日条(引用は『史料大成』より)。
- (78) 『長秋記』大治4年11月17日条。
- (79) 『吾妻鏡』治承4年5月26日条など。
- (80) 石井正敏氏『中世の寺社勢力と境内都市』(吉川弘文館、1999年)99~103頁、久野修義氏「中世寺院と社会・国家」(久野氏『日本中世の寺院と社会』塙書房、1999年、初出1993年)、久野氏「中世日本の寺院と戦争」(歴史学研究会編『戦争と平和の中近世史(シリーズ歴史学の現在7)』青木書店、2001年)、衣川仁氏「中世前期の権門寺院と武力」(衣川氏前掲書所収、初出2000年)、平雅行氏「中世寺院の暴力とその正当化」(『九州史学』140号、2005年)、中澤克昭氏「中世寺院の暴力」(小野正敏氏ほか編『中世寺院 暴力と景観(考古学と中世史研究4)』高志書院、2007年)、横田光雄氏「『異制庭訓往来』の寺院破壊-宗教の後退と仏教思想との関わり-」(『日本宗教文化史研究』第12巻第2号、2008年)、苅米一志氏「山野河海における生類と信仰」(小野正敏氏ほか編『動物と中世(考古学と中世史研究6)』高志書院、2009年)など参照。
- (81) 『延慶本平家物語』第1本「山門大衆清水寺へ寄テ焼事」
- (82) 赤松俊秀氏「『悪僧』の信条と鎌倉仏教」(奥田慈応先生喜寿記念論文集刊行会編『仏教思想論集』平樂寺書店、1976年)。平雅行氏「中世宗教の社会的展開」(『講座日本歴史3 中世1』東京大学出版会、1984年)においても触れられている。
- (83) 『古事談』巻第5-35。
- (84) 『長谷寺靈驗記』第17(引用は『大日本仏教全書寺誌叢書第2』より)。この事例については衣川氏前掲論

文も参照。

- (85) 石井正敏氏前掲書103頁。
- (86) 新井孝重氏「禪僧武力と大衆蜂起」（新井氏前掲書『中世悪党の研究』所収）。
- (87) 『閑居友』下-3「恨み深き女、生きながら鬼になること」（引用は『新日本古典文学大系』より）。
- (88) 『保元物語』「白河殿攻メ落ス事」。
- (89) 『沙石集』巻第1-7「神明は道心を貴び給ふ事」（引用は『新編日本古典文学全集』より）。なお『古事談』巻第5の類話は保安2年（1121）の焼き討ちのこととする。『広疑瑞決集』（『国文東方仏教叢書』より）巻第3にも類話が見える。
- (90) 『太平記』巻第3「桜山自害事」。
- (91) 松田毅一氏・川崎桃田氏訳『完訳フロイス日本史8（大友宗麟篇Ⅲ）』（中公文庫、2000年）97～98頁。
- (92) 佐藤弘夫氏は、中世社会の多様な神仏の有り様を解明する作業において「場と結びついた神」論を提示されている。例えば、一口に八幡神といっても、所在地が異なれば別の神であると認識されていたというのである。佐藤氏『起請文の精神史』（講談社選書メチエ、2006年）80～81頁参照。
ここで掲げた史料を読み解くに際しても、「場と結びついた神」論は有効かと考える。
- (93) 石井正敏氏前掲書103頁。
- (94) 湯浅泰雄氏『日本古代の精神世界』（名著刊行会、1990年）396頁。
- (95) 笠原一男氏『一向一揆の研究』（山川出版社、1962年）、河合氏前掲論文、五来重氏「庶民信仰における滅罪の論理」（『思潮』622号、1976年）、新井氏前掲論文「村民の法意識と悪党」、千々和到氏「中世民衆の意識と思想」（青木美智男氏ほか編『一揆4 生活・思想・文化』東京大学出版会、1981年）、佐藤弘夫氏「破仏・破神の歴史的意義」（佐藤氏前掲（註1）書所収、初出1993年）、遠藤美保子氏「専修念仏「造悪無碍」の研究史小考」（『仏教史研究』36号、1999年）菅田慶信氏「中世民衆神学の視座」（菅田氏『中世奥羽の民衆と宗教』吉川弘文館、2000年、初出1994年）、今谷明氏『土民噉々』（創元ライブラリ、2001年、初版1988年）、井原氏前掲書など。